

建 設

1. 公 園	297
2. 緑 化 事 業	300
3. 都 市 計 画 概 況	301
4. 港 湾	303
5. 都 市 景 観	305
6. 住 居 表 示	307
7. 開 発 許 可 事 務	307
8. 市 街 地 再 開 発	307
9. 本 市 施 行 の 土 地 区 画 整 理 事 業	311
10. 清 算	317
11. 連 続 立 体 交 差 事 業	317
12. 建 築 確 認 事 務	318
13. 住 宅	319
14. 建 築 物 の 維 持 保 全	321
15. 建 築 物 の 環 境 対 策	322
16. 土 木	322
17. 高 速 道 路	328
18. 地 籍 調 査	329



▶文化公園広場整備事業

建設

公園及び都市の緑化については、市民に親しまれる公園緑地の充実を図るとともに、市電軌道敷や街路の緑化、市民との協働による緑化活動の促進により、花と緑が彩るまちづくりに取り組んでいる。

都市計画については、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの実現に向け、立地適正化計画等によるきめ細かで質の高い土地利用の推進を図るほか、市街地再開発及び住宅団地の活性化に向けた取組の促進や、土地区画整理事業の推進により、機能性の高い都市空間の形成に取り組んでいる。

住宅及び建築については、多様な居住ニーズに対応する安心・安全で暮らしやすい住環境の構築を図るほか、計画的で効率的な維持保全による建築物の長寿命化や、公共建築物における省エネルギーの推進に取り組んでいる。

道路、河川等については、幹線道路網の整備や交通需要に即した道路等の整備、橋りょう等の長寿命化のほか、河川改修等に取り組んでいる。

1 公園

(1) 公園緑地整備と現況

本市の都市公園は691か所、総面積471.41haで、市民一人当たりで換算すると8.01㎡となっている。

公園緑地は、市民に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動、健康づくりや地域コミュニティ等の場、さらには災害避難地としての機能を担うなど、重要な役割を果たすことから、全市的に調和のとれた配置と拡充に努めている。また、多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、既設公園の再整備を行い、全ての人にとって利用しやすい公園づくりに取り組むこととしている。

主なものとして、これまでにかごしま健康の森公園や鹿児島ふれあいスポーツランドをはじめ、郊外にあってハイキング等を楽しめる自然志向型公園の錦江湾公園、豊かな緑を生かし、「ふるさと考古歴史館」を内包した慈眼寺公園、市街地中心部では「緑と水と光」をテーマに明るく開放的なイメージを基調とした中央公園、「市民や観光客のふれあい交流の場」としての共研公園、「にぎわいと多様な交流空間の場」としての天文館公園、「市民、病院来訪者などが気楽に散策できる緑地」としての上荒田の杜公園、「鹿児島駅周辺地域の交流とにぎわいの拠点」としての上町の杜公園、「中心市街地の回遊性の向上に資する新たな潤いの拠点」としての加治屋まちの杜公園、都市近郊の豊かな緑や自然的・歴史的特性を生かした多賀山公園、さらに、小野・伊敷地区には硬式野球のできる広場を備えた小野公園、吉野地区には寺山ふれあい公園、桜島地区には古里公園を整備している。

(2) かごしま健康の森公園

市制100周年の記念事業の一つで、市民の健康づくりの拠点として犬迫町の丘陵地

に設置され、スポーツやレクリエーション、遠足・園外保育等、また、地域の交流の場として、開設以来多くの市民の方々に広く利用されている。

開設年月日 平成4年4月1日

位 置 犬迫町825

面 積 336,632㎡

利用時間 午前8時30分～午後9時

(ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時まで)

休業日 12月30日～1月2日

(ただし、プールは火曜日(休日のときは翌平日)も休み)

駐車場 約1,200台

主要施設 記念広場(噴水・カナル・カスケード)

多目的広場・ファミリー広場(芝生広場)

わんぱく広場

桜広場(展望台)

運動広場(サッカー、ラグビー)

テニスコート(砂入人工芝7面)

プール(温水プール、温泉プール、ウォータースライダー)

体育館(バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール)

パークゴルフ場(9ホール×4コース)

相撲場(1面)

自然観察園、こもれびの散歩道、ボタン・シャクヤク園

ジョギングコース

(3) 鹿児島ふれあいスポーツランド

スポーツやレクリエーション活動を通じて、気軽に心身のリフレッシュや健康づくり、交流活動などを楽しめる総合公園として、平成16年に市の施設が、平成26年には県立サッカー・ラグビー場が開設し、多くの市民の方々に広く利用されている。

位 置 中山町591-1

利用時間 午前8時30分～午後9時

(ただし、プールについては、午前8時30分～午後8時。屋内運動場については、午前9時～午後9時)

休業日 12月30日～1月2日

(ただし、プール、トレーニング室は水曜日(休日のときは翌平日)も休み)

○ ふれあいスポーツゾーン(平成16年10月16日開設)

面 積 399,600㎡

駐車場 約900台

主要施設 屋内プール(25mプール、ウォータースライダー、歩行浴、温泉保養コーナーなど)、屋内運動場(グラウンドゴルフ、テニス、フツ

トサルなどのできる屋内運動場), トレーニング室 (各種トレーニングマシンを備えたトレーニングスタジオ), EXスタジオ (ダンスやエアロビクスなどができるフローリングスタジオ), 運動広場 (芝生広場, クレイ広場), ふれあい広場・花の広場 (交流や休息ができる芝生広場, 四季の花木などを楽しめる広場), 林間スポーツ広場 (グラウンド・ゴルフが楽しめる広場), ピクニックの丘 (ピクニックや散策, 休息が楽しめる広場), 溪流の散歩道・親水広場 (自然の魅力を楽しむ散歩道, 水に触れ合える池のある広場)

○ 鹿児島県立サッカー・ラグビー場 (平成26年2月1日開設)

面積 105,000㎡

駐車場 約500台

主要施設 メイングラウンド (天然芝1面), サブグラウンド (天然芝1面・人工芝1面), 多目的広場 (練習用フィールド), クラブハウス (受付・事務所・審判室・交流スペース・シャワー更衣室・保健室)

(4) 都市公園の現況

(令和5.4.1現在)

公園種別	開設公園						
	都市計画公園		都市計画外公園		計		
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
街区公園	122	29.05	496	67.60	618	96.65	
近隣公園	15	25.49	22	36.61	37	62.10	
地区公園	4	19.61	3	14.13	7	33.74	
総合公園	4	130.22			4	130.22	
運動公園	1	43.15			1	43.15	
特殊公園	風致公園	2	37.10	1	1.00	3	38.10
	動物公園	1	29.34			1	29.34
	墓園	2	10.90			2	10.90
	歴史公園			2	1.84	2	1.84
緑道	1	14.80	2	0.90	3	15.70	
都市緑地	1	0.80	10	7.43	11	8.23	
緩衝緑地			2	1.44	2	1.44	
合計	153	340.46	538	130.95	691	471.41	
1人当たり面積	4,714,100㎡ ÷ 588,609人 = 8.01㎡						

※人口は令和5年3月1日現在の推計人口

2 緑化事業

市民や事業者等との協働による緑化活動の仕組みづくりを進め、緑の保全や創出に取り組むことにより、花と緑で彩るまちづくりを推進する。

(1) 都市緑化

① 公園の緑化

緑の拠点として緑化を進めるとともに、多様な公園の整備にあわせ、それぞれの特徴を生かした緑の質の向上を図る。

② 街路の緑化

周辺のまちなみの状況や歩道空間に適した樹種への変更、緑陰等を考慮した街路樹の適正配置など街路樹の再生（質の転換）に取り組む。

街路樹の状況

（令和5.4.1現在）

管 理 者 別	市 道
本 数	837,186

街路樹の樹種別本数（高木）

（令和5.4.1現在）

樹 種	クスノキ	クロガネモ	サクラ	ヤマモモ	タイワンフ	その他	計
本 数	5,110	2,880	1,657	564	567	8,534	19,312
割 合（%）	26.5	14.9	8.6	2.9	2.9	44.2	100

（低木）

樹 種	ヒラドツツジ	カンツバキ	サツキ	ヒノデキリシマ	シャリンバイ	その他	計
本 数	381,515	96,917	91,505	57,725	48,319	141,893	817,874
割 合（%）	46.7	11.9	11.2	7.1	5.9	17.3	100

③ 市電軌道敷の緑化

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上を図るため、芝生等による市電軌道敷の緑化の維持管理を行い、潤いと安らぎのある都市空間を創出する。

④ 公共施設の屋上・壁面緑化

整備実績（直近5か年）

平成30年度 天文館公園公衆トイレ（壁面）

令和元年度 天文館公園公衆トイレ（壁面）

令和2年度 天文館公園公衆トイレ（壁面）

令和3年度 整備実績なし

令和4年度 整備実績なし

(2) 花と緑のまちづくり

① 花壇等の維持管理

② 市街化区域及び市街化調整区域										
	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	決定告示	備考		
市街化区域	8,412ha (21.9%)	-	-	-	-	8,412ha (21.9%)	平成30.3.27 (変更決定)	当初決定 昭46.2.12		
市街化調整区域	20,609ha (53.5%)	-	-	-	-	20,609ha (53.5%)				
③ 用途地域										
用途地域	鹿児島	吉田	喜入	松元	郡山	合計	割合 (%)	備考		
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)				
第一種低層住居専用地域	約3,934	約44	-	約29	約10	約4,017	45.4	・鹿児島 (令和3.12.24 当初決定 昭和48.6.18) ・吉田 平成21.8.11 ・松元 (平成16.4.1 当初決定 平成9.1.31) ・郡山 (平成16.9.1 当初決定 平成4.9.1)		
第二種低層住居専用地域	約146	-	-	-	-	約146	1.7			
第一種中高層住居専用地域	約209	約1.5	-	約139	約59	約408.5	4.6			
第二種中高層住居専用地域	約816	約9.5	-	約8.7	-	約834.2	9.4			
第一種住居地域	約852	-	-	約54	約18	約924	10.5			
第二種住居地域	約101	-	-	-	-	約101	1.1			
準住居地域	約205	-	-	約15	約7.6	約227.6	2.6			
近隣商業地域	約290	-	-	約11	約3.2	約304.2	3.4			
商業地域	約506	-	-	-	-	約506	5.7			
準工業地域	約534	-	-	約14	約5.3	約553.3	6.3			
工業地域	約237	-	-	-	-	約237	2.7			
工業専用地域	約582	-	-	-	-	約582	6.6			
合計	約8,412	約55	-	約270	約103	約8,840	100.0			
備考) 防火地域123ha、準防火地域763ha、風致地区1,039ha、臨港地区255.8ha、特別用途地区790.3ha 駐車場整備地区580ha、流通業務地区61ha、高度地区25ha、高度利用地区4.2ha、地区計画(36地区、約591.75ha)										
(2) 都市計画道路整備状況						(令和5.3.31現在)				
区分	道路種別	国道	県道			市道	合計	進捗率 (%)		
			主要地方道	一般地方道	小計					
鹿児島都市計画区域	計画決定	延長(km)	36.15	27.79	24.42	52.21	148.99	237.35	-	
		面積(ha)	80.79	64.74	55.88	120.62	251.44	452.85	-	
	改良済	延長(km)	28.07	24.04	20.04	44.08	132.70	204.85	86%	
		面積(ha)	66.20	56.93	48.87	105.80	226.36	398.36	88%	
	うち市街化区域	計画決定	延長(km)	30.00	26.22	19.07	45.29	143.47	218.76	-
			面積(ha)	68.36	61.00	47.09	108.08	243.64	420.08	-
改良済		延長(km)	25.75	23.48	17.12	40.60	131.08	197.43	90%	
		面積(ha)	59.70	55.71	43.97	99.68	223.81	383.19	91%	
郡山都市計画区域	計画決定	延長(km)	1.52	3.36	0.00	3.36	1.49	6.37	-	
		面積(ha)	3.04	5.15	0.00	5.15	1.94	10.13	-	
	改良済	延長(km)	0.67	2.21	0.00	2.21	0.81	3.69	58%	
		面積(ha)	1.34	3.49	0.00	3.49	1.05	5.89	58%	

4 港 湾

(1) 鹿児島港の現状

港湾管理者 鹿児島県

明治40年10月 「重要港湾」(旧法)に指定

大正8年7月11日 「開港」勅令333号。長崎税関鹿児島支署設置

大正11年4月8日 「甲種港湾」に指定

昭和26年1月19日 「重要港湾」(現法)に指定 政令第4号

鹿児島港は鹿児島市の海の玄関口であり、穀物及び飼料を中心とする貿易や県内外の物流の拠点である。

港は南北20kmにわたり、桜島フェリー、種子・屋久航路、三島・十島航路等の発着場となっている「本港区」、奄美・沖縄航路等の発着場となっている「新港区」、大隅方面へのフェリーの発着場となっている「鴨池港区」、大型クルーズ船が停泊する「中央港区」、臨海工業用地から発生する貨物や背後地域の船舶輸送需要に対応する「谷山一区」・「谷山二区」、ヨット・プレジャーボート等の基地として利用されている「浜平川港区」からなっている。

鹿児島港は、これまで、重要港湾として国及び港湾管理者である県により港湾機能の高度化、離島航路の集約化、背後地域の振興を図るための都市再開発用地の確保等を主な目的として整備が行われてきた。

しかしながら、国際化・都市化・情報化の進展等、社会経済情勢の変化に伴い、ウォーターフロントの魅力を生かした街づくり、海洋性レクリエーション基地の整備、人・物・情報の行き交う交流拠点の形成などが、新たな課題となってきた。そこで、これらの課題に対応するため、平成5年6月に目標年次を概ね平成17年として港湾計画が改訂された。

近年では、中央港区の「マリンポートかごしま」や鹿児島港の湾岸を南北に走る臨港道路等の整備が進められてきており、このうち平成11年12月に着工された「マリンポートかごしま」については、大型観光船ふ頭や緑地空間が整備され、平成30年度から、クルーズ船の寄港数増加や更なる大型化に対応するため、整備が進められた22万トン級のクルーズ船が接岸できる新たな岸壁が、令和3年度に完成した。

このほか、海洋性レクリエーション需要の増大に対応したマリーナ等の整備が計画されている。

(2) ウォーターフロントの開発

本港区のウォーターフロント開発については、昭和63年度から平成元年度にかけて「鹿児島港ポートルネッサンス21計画調査」を、また、平成2年度には、本港区の景観の高質化を図るための方策を検討するため「本港区景観形成調査」を実施した。これらの調査結果等を踏まえて、県などにより順次施設整備が進められ、北ふ頭旅客ターミナル、貨物上屋、ボードウォークなどは平成5年12月に、桜島フェリーターミ

ナルは平成10年4月に、南ふ頭は平成14年9月に、高速船ターミナルは平成19年4月にそれぞれ供用が開始された。

水族館については、市が事業主体となって、平成3年度に基本構想を策定し、平成4年度に基本設計、平成5年度に実施設計、平成6年度から建設に着手、平成9年5月にオープンした。

一方、商業施設等については、平成3年度に県・市・商工会議所で構成する「鹿児島港ポートルネッサンス21事業推進協議会」を設立して、各種調査等を行い、平成7年3月に、「鹿児島港本港区ウォーターフロント開発基本計画」を策定した。この基本計画のもと、ウォーターフロントパークが平成14年10月に供用開始し、暫定開発による商業施設「ドルフィンポート」が平成17年4月にオープンした。こうしたことから、当協議会は、本港区のまちづくりに一定の役割を果たし、所期の目的を達成したとして、平成25年3月に解散した。

その後、ドルフィンポート敷地（令和2年6月定期借地契約満了）や北ふ頭、住吉町15番街区等のまちづくりについて、県がエリア全体の活用方策の検討を行っており、平成31年2月策定の「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン」の開発コンセプトも踏まえながら、その方向性を検討することとしている。

(3) 鹿児島港船舶旅客状況 (資料：港湾調査 年報 単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
船舶乗降人員	6,060,313	6,264,181	5,991,367	3,559,101	3,414,395

(4) 鹿児島港輸移出入状況 (資料：港湾調査 年報 単位：トン)

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		数量	%								
内 国 貿 易	移出	15,577,484	46.6	15,615,616	46.7	14,814,333	46.8	12,309,449	46.4	12,089,856	46.7
	移入	17,850,130	53.4	17,801,284	53.3	16,853,406	53.2	14,203,304	53.6	13,782,789	53.3
	計	33,427,614	100.0	33,416,900	100.0	31,667,739	100.0	26,512,753	100.0	25,872,645	100.0
外 国 貿 易	輸出	18,163	1.4	35,320	2.5	4,025	0.3	1,599	0.1	4,224	0.3
	輸入	1,292,767	98.6	1,388,136	97.5	1,373,673	99.7	1,232,606	99.9	1,235,165	99.7
	計	1,310,930	100.0	1,423,456	100.0	1,377,698	100.0	1,234,205	100.0	1,239,389	100.0

(5) 鹿児島港入港船舶トン数階級別表（令和3年実績） (資料：港湾調査 年報)

区分		総トン	階級別					計	前年 対比 (%)	令和 2年 実績	
		30,000 以上	10,000 } 30,000	6,000 } 10,000	3,000 } 6,000	1,000 } 3,000	500 } 1,000				5 } 500
外 航	隻数	47	140	3	0	9	1	2	202	82.4%	245
	トン数	2,336,017	1,579,171	26,663	0	20,421	999	995	3,964,266	90.9%	4,360,274
内 航	隻数	0	111	537	885	28,380	5,489	5,547	40,949	96.5%	42,436
	トン数	0	1,216,591	4,637,001	4,018,223	39,895,073	5,392,174	1,021,435	56,180,497	95.2%	59,034,696
計	隻数	47	251	540	885	28,389	5,490	5,549	41,151	96.4%	42,681
	トン数	2,336,017	2,795,762	4,663,664	4,018,223	39,915,494	5,393,173	1,022,430	60,144,763	94.9%	63,394,970

5 都市景観

(1) 概要

良好な景観は、国民共通の財産であり、将来にわたり国民がその恵沢を享受できるように守り、創り、育てていかなければならない。

本市は、波静かな錦江湾や雄大な桜島などの自然が広がる、世界に誇れる美しい景観に恵まれている。また、それぞれの地域には、鹿児島島の風土・文化に生まれ、市民が愛着と誇りを持っている身近な景観もある。

このような良好な景観が地域社会の共通の財産であることを再認識し、市民、事業者、行政が一体となって景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法に基づく景観計画及び景観条例による施策等を実施している。

(2) 景観形成の目標

- ・個性ある骨格景観の形成により、鹿児島らしさを創りあげる。
- ・地域のまちづくり計画等と連携し、地域の魅力を引き出す景観形成を推進する。
- ・地域の景観資源を活用し、景観の魅力の向上を図る。
- ・市民、事業者、行政が協働してみんなが誇れる景観形成を進める。

(3) 景観計画の概要

・鹿児島市景観計画

告 示 平成19年12月25日

施 行 平成20年6月1日

内 容 城山展望台から錦江湾・桜島への眺望確保、建築物等の色彩基準の導入、景観形成重点地区指定の仕組みづくりなど

・八重の棚田地区景観計画

告 示 平成25年6月27日

施 行 平成25年10月1日

内 容 山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望を一体として保全する景観づくりを進めるための基準など

・磯地区景観計画

告 示 平成25年12月20日

施 行 平成26年4月1日

内 容 顕著な歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を一体的に保全し活用した景観づくりを進めるための基準など

・南洲門前通り地区景観計画

告 示 平成28年12月26日

施 行 平成29年4月1日

内 容 かがしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気を大事にした風格とまとまりのある景観づくりを進めるための基準など

- ・喜入旧麓地区景観計画
 告示 平成29年12月22日
 施行 平成30年3月1日
 内容 給黎城の麓としての面影が残る武家門、水路などと自然や伝統的文化が一体となったまちなみを後世に伝える景観づくりを進めるための基準など
- ・歴史と文化の道地区景観計画
 告示 平成30年12月21日
 施行 平成31年3月1日
 内容 鹿兒島城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めるための基準など
- ・慈眼寺公園周辺地区景観計画
 告示 令和2年12月21日
 施行 令和3年4月1日
 内容 慈眼寺公園を中心とした豊かな自然と周辺の歴史的雰囲気を守り、育てる景観づくりを進めるための基準など

(4) 景観条例の概要

- 公布 平成19年12月25日
 施行 平成20年6月1日
 内容 視点場の導入、景観づくり団体の要件、景観アドバイザーの導入、景観審議会の設置など

(5) 実績

景観に関する届出等件数 (単位：件)

区分	年度				
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
景観法16条1項に基づく届出	142	108	118	131	118
景観法16条2項に基づく届出	9	6	11	17	15
景観法16条5項に基づく通知	22	18	21	8	19
合計	173	132	150	156	152

(6) 屋外広告物許可申請件数 (単位：件)

		令和4年度
屋外広告物許可申請(新規)		160
〃 (更新)		947
〃 (変更)		251
〃 (はり紙)		946
合計		2,304

(7) 屋外広告物施設設置状況 (令和5.4.1現在 単位：基)

公共掲示板	80
-------	----

6 住居表示

本市では、昭和37年に制定された「住居表示に関する法律」に基づき、昭和38年から住居表示を実施している。

計画面積は、当初の計画34.4km²から定期的な見直しにより、現在では86,163km²となっており、令和4年度までの進捗率は89.6%である。

年 度	面積 (km ²)	進捗率 (面積%)
令和4年度まで	77.214	89.6
令和5年度以降	8.949	-

7 開発許可事務

(1) 概 要

本市域内で主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更、すなわち開発行為を行う場合や、市街化調整区域内で建築物を建築する場合は、都市計画法に基づく市長の許可が必要になる。

市街化調整区域における許可については、平成16年11月に「鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」を施行し、許可を行っている。施行から10年が経過し、集落機能の維持など一定の効果が見られる一方で、大規模な宅地造成等により急激な宅地化が進行し、周辺的生活環境に大きな影響を与えていることなどから、一定規模以上の宅地造成等を規制するために、都市計画法第34条第11号に基づく条例の規定を廃止するほか、同条第12号による区域等の見直しや開発規模の上限を定める条例の一部改正を行い、平成28年4月から施行している。また、令和2年の都市計画法の一部改正に伴い、条例で定める住宅建築等が可能な区域について、災害リスクの高いエリアを除外する一部改正を行い、令和4年4月から施行している。

宅地造成工事に関しては、平成16年7月に宅地造成工事規制区域の見直しを行い、19年10月には合併前の旧5町域に当規制区域を拡大し、宅地造成等規制法に基づく許可を行っている。

さらに、平成19年10月には、「鹿児島市宅地開発に関する条例」を施行し、宅地開発許可制度の適正な運用と透明性の確保を図っている。

(2) 実 績

開発許可等件数 ※変更許可は含まない (単位：件)

区 分	年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
都市計画法第29条開発許可		25	24	11	20	23
都市計画法第43条建築許可		185	191	203	253	206
宅地造成等規制法第8条許可		33	16	20	24	21

8 市街地再開発

本市の市街地再開発は、昭和37年に柿本寺、御着屋、天神馬場、納屋の4地区が、昭和43年に中町地区が「防災建築街区造成法」（昭和36年6月施行）に基づく防災建

築街区として指定され、中町、天神馬場を除く各街区に防災建築物（延べ建築面積14,860㎡、総事業費623,983千円）が建築されたことに始まる。

その後、同法に代わり昭和44年6月に「都市再開発法」が施行され、以後この法に基づいて事業が行われることになった。

このような中、昭和46年度に納屋中町地区において現況調査を実施、翌年度には市街地再開発事業の準備組合が結成されたが、経済状況等の変化を理由に事業化の中止に至った。

その後、都心一点集中型の都市構造を改善し、市全体として調和のとれたまちづくりを進めるため、市街地再開発事業による都市機能の適正な配置と高次化を図り、ゆとりと潤いのある都市空間の創出、個性や文化性を備えた安全性の高いまちの形成を目指している。

（1）鹿兒島中央駅地区

鹿兒島中央駅（旧西鹿兒島駅）地区の活性化を図るとともに、新たにぎわいとゆとりのある都市空間を創造するため、昭和60年3月「西鹿兒島駅地区総合整備構想」を策定した。西鹿兒島駅東口地区（12.3ha）においては、昭和58年度に市街地再開発事業基本計画を策定し、当地区内の中央町10番街区では、昭和61年1月に準備組合が設立され、昭和63年9月には高度利用地区、同年10月には第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成元年6月には、市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成9年11月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に店舗等の施設がオープンした。（総事業費約11,777百万円）

また、10番街区に隣接する中央町6番街区の一部においては、駐車場を主体とした市街地再開発事業の気運が高まり、昭和63年12月に関係権利者による再開発協議会が設立され、平成9年12月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成10年3月には市街地再開発事業の個人施行の認可を受けた。同年7月に施設建築物工事に着手、平成11年5月に工事が完了し、同年6月に供用を開始した。（総事業費約3,023百万円）

一番街を中心とする南部地区においても、平成2年4月、準備組合が設立されたが、経済状況等の大きな変化から事業の進捗が図られず、平成7年7月、準備組合は事業計画の抜本的見直しにより解散することとなった。平成8年10月には新たに「西駅南部地区リニューアル協議会」が設立され、今後のまちづくりの検討を行った。なかでも中央町22番街区・23番街区においては、平成17年4月にそれぞれの街区で準備組合が設立され、平成18年1月には高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされた。その後、23番街区では同年10月に市街地再開発組合が設立され、平成19年9月に権利変換計画の認可を受け、平成20年7月に施設建築物工事に着手、平成22年8月に工事が完了し、同年9月に「アエールタワー」がオープンした。また、22番街区では、平成19年6月に施行区域を街区全体とするための都市計画変更が行われ、平成20年1月に市街地再開発組合が設立され、同年12月に権利変換計画の認可を受けた。平成21年4月に施設建築物工事に着手、平成22年2月に工事が完了し、同年

3月に「アエールプラザ」がオープンした。（総事業費約4,830百万円）

さらに、中央町19番街区・20番街区においても、再開発の気運が高まり、平成24年7月に準備組合が設立され、平成27年11月に、市街地再開発事業に係る都市計画決定がなされた。平成28年12月に市街地再開発組合が設立され、平成29年10月に権利変換計画の認可を受け、平成30年5月に施設建築物工事に着手、令和3年1月に工事が完了し、同年4月に再開発ビルの商業施設「Li-Ka1920（ライカイチキューニーマル）」が一部開業、同年6月に全面開業した。（総事業費約26,074百万円）

このほか、16番街区においては再開発ビルの別敷地駐車場が令和2年1月に工事着手し、令和3年1月に工事が完了し、同年2月に「Li-Ka 南国パーキング」がオープンしている。（総事業費約3,000百万円）

また、鹿児島中央駅周辺においては、東口地区と西口地区が連携し、まちなかのにぎわいと回遊性のさらなる向上を図るため、平成23・24年度に地元事業者等によるワークショップを開催し、まちづくりの指針となる「鹿児島中央駅周辺一体的まちづくりガイドライン」を策定した。

平成25年度からは、ガイドラインに基づく具体的取組とその実行組織の構築の向上のため、その担い手に対し活動を支援しており、平成27年度から、中央駅周辺において来街者等への案内活動に取り組んでいる。

平成29年度からは、中央駅周辺の既存の3組織が連携する「鹿児島中央駅周辺まちづくり推進協議会」の活動を支援している。

（2）天文館地区

厚生市場を中心として、小売市場近代化事業の取組がなされていた西千石町13番街区では、平成8年度に市による推進計画調査を行い、平成9年12月に準備組合が設立された。その後、平成12年3月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成13年1月には市街地再開発組合の設立の認可を受け、平成14年4月に施設建築物工事に着手、平成15年8月に工事が完了し、同年9月に店舗、住宅等の施設がオープンした。（総事業費約4,338百万円）

また、千日町1番街区・4番街区において、平成25年度に市による基本計画調査、平成26年度に推進計画調査を行い、平成28年3月には準備組合が設立され、同年8月には、市街地再開発事業に係る都市計画決定がなされた。

平成30年1月に市街地再開発組合が設立され、同年11月に権利変換計画の認可を受け、令和2年1月に施設建築物工事に着手、令和3年12月に工事が完了し、令和4年4月に再開発ビル「センテラス天文館」が開業した。（総事業費約18,800百万円）

このほか、呉服町2番街区・3番街区においては再開発ビルの別敷地駐車場が令和3年4月に工事着手し、令和4年3月に工事が完了し、同月に「センテラスパーキング」がオープンした。（総事業費約3,000百万円）

さらに、令和4年度は、来街者の増加や回遊性の向上などを図るため、照国表参道（国道225号）において、歩行者天国社会実験を実施し、5年度は、実施主体の一般社団法人天文館みらいマネジメント等に対し、本格実施に向けた支援を行うほか、マ

イアミ通りにおいて、歩道空間に出店や休憩スペースを設置する社会実験を行うこととしている。（令和5年度予算7,840千円）

（3）鹿児島本港背後地区、鹿児島駅周辺地区

鹿児島本港背後地区では、本港区再開発と一体となって、海や港を生かしたまちづくりを進めるため、昭和61年5月「鹿児島本港背後地区総合整備構想」を策定した。

昭和62年には、当地区活性化のさきがけの事業として、農協連跡地の再開発を民間活力を導入して実施するための提案協議を行い、昭和63年12月に鹿児島アーバンポート21の建設工事に着手した。平成2年7月に住宅館が完成し、入居開始、同年10月には市場館が、平成5年4月にはグルメ・スポーツ・ホテル館がそれぞれオープンした。

さらに、再開発の気運が高まった小川町21番街区においては、平成元年8月に準備組合が設立された。平成4年4月に高度利用地区及び第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、同年10月には市街地再開発組合の設立の認可を受けた。その後、平成6年8月に施設建築物工事に着手、平成8年1月に工事が完了し、同年2月に店舗、住宅等の施設がオープンした。（総事業費約3,726百万円）

鹿児島駅周辺地区では、陸の玄関としての旅客駅を中心機能が鹿児島中央駅に移り、また、市街地も南へ進展するなど、地域活力の低下が見られる。そこで、駅周辺に広がる旧国鉄用地を活用するなかで、ゆとりと潤いのある都市環境を整備するとともに、隣接する鹿児島港本港区とも関連付けた交通結節機能を充実させ、本市の新たな都市拠点の形成を図ることとしている。

平成15年度に、地区のまちづくりに活用するため、大規模空地地となっていた旧国鉄用地（約3ha）を取得し、その後、基盤整備の事業化に向けて具体的な調査検討を進めていた。しかし、平成21年2月に県から「連続立体交差事業と土地区画整理事業の両事業の実現は現状では困難」との見解が示されたことから、連続立体交差事業を前提としない「鹿児島駅周辺整備の方針」を作成した。

駅周辺整備については、旧国鉄用地である浜町1番5を先行して活用するため、平成23年度は、導入機能やゾーニングなど土地利用の一定の方向性を示した「鹿児島駅周辺土地利用の基本的な考え方」を取りまとめ、平成24年度は、基本的な考え方を基に、土地利用のより具体的で、実現性を持った方針となる「鹿児島駅周辺土地利用基本計画」を策定した。また、平成25年度は、各ゾーンに整備する施設の規模、配置等の検討等を行い、「鹿児島駅周辺土地利用施設基本計画」を策定し、平成26年度は、基本設計・実施設計等を行うとともに、施設の活用推進を図るため、地域住民等によるワークショップを開催した。

平成27年度は、駅周辺整備に係る都市計画決定に向けた取組や駅前広場等の基本設計及び関係機関との協議などを行うとともに、浜町1番5において、イベント広場や駐車場からなる「上町ふれあい広場」や緑豊かな「上町の杜公園」の整備工事に着手し、平成26年度に引き続き開催したワークショップなどの意見を踏まえ、広場の活用推進方策や運用ルールなどを盛り込んだ「鹿児島市上町ふれあい広場活用推進計画」を策定した。

平成28年度は、駅前広場・自由通路の都市計画決定を平成29年2月に行うとともに、市道上本町磯線の整備工事に着手したほか、平成28年10月から上町ふれあい広場等の供用を開始した。平成29年度は、駅前広場・自由通路の詳細設計を行い、事業認可を取得したほか、市道上本町磯線の用地取得などを行った。

平成30年度は、自由通路や駅舎の整備工事に着手するとともに、駅前広場や上本町磯線の用地取得等を行い、令和元年度は、鹿児島駅自由通路や駅舎の整備工事を進め、新駅舎の供用を開始するとともに、仮設駅前広場や上本町磯線の整備工事等を行った。

令和2年度は、自由通路や駅前広場、上本町磯線の整備工事等を進め、自由通路の供用を開始した。令和3年度は全ての整備工事が完了し、令和4年4月に駅前広場の供用を開始した。（総事業費約4,600百万円）

このほか、駅前広場に面する浜町1番街区においては、平成29年度より関係権利者による一体的な再開発に関する協議が開始され、平成30年度には「マンション建替え等の円滑化に関する法律」に基づく再開発とする方針を決定。令和3年2月にマンション建替組合が設立され、令和2年度から組合が行う再開発ビルの本体工事等に対し、助成を行っている。（令和5年度予算411,359千円）

また、鹿児島駅周辺が面的広がりのある都市拠点となるには、周辺に隣接する磯・多賀山、上町、本港区などが有する豊富な歴史・文化等の資源と都市機能が融合し、総合的な魅力を発揮していくことが求められることから、平成19年度に地域資源の有効活用と地域活性化をめざし、地域住民等によるワークショップを立ち上げ、平成21年度には住民と行政等との共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を策定した。平成22年度からは、ガイドラインを基にした地域住民主体のまちづくり活動への支援を行っている。

9 本市施行の土地区画整理事業（土地区画整理法第3条第4項による事業）

(1) 換地処分完了地区

地区名	事業年度	施行区域の面積（㎡）	総事業費（千円）	減歩率（%）	換地処分
①脇田地区	昭和35～昭和54	505,065	353,120	19.99	昭和48. 3. 3
②紫原地区	昭和35～昭和60	1,456,562	856,465	24.36	昭和50. 8. 27
③谷山塩屋地区	昭和38～平成6	193,802	121,235	21.52	平成元. 7. 17
④笹貫地区	昭和40～平成9	281,408	262,431	25.23	平成元. 8. 28
⑤武・田上地区	昭和42～平成8	637,441	6,842,100	22.51	平成3. 3. 15
⑥桜川地区	昭和44～平成10	638,190	4,122,408	20.06	平成4. 5. 11
⑦小松原地区	昭和45～平成10	425,286	2,447,809	20.78	平成4. 1. 27
⑧桜川第二地区	昭和58～平成13	327,303	9,782,154	38.62	平成11. 2. 5
⑨谷山第一地区	昭和53～平成15	1,278,010	28,244,882	19.17	平成12. 6. 6
⑩原良第一地区	昭和63～平成19	368,724	22,394,527	18.46	平成15. 2. 21
⑪原良第二地区	平成7～令和元	203,780	21,036,000	17.82	平成25. 2. 26
⑫宇宿中間地区	平成2～令和4	816,883	46,200,000	27.95	平成28. 6. 28
⑬原良第三地区	平成11～令和3	155,799	19,218,000	17.30	平成29. 1. 10
⑭谷山第二地区	平成9～令和8	728,756	33,080,000	20.69	令和3.10.29

(2) 事業施行中の地区

① 吉野地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、市街地の発展と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路館之馬場通線(幅員25m)ほか8路線と区画道路など公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能が発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

昭和62年2月4日に区域について都市計画決定を行い、平成4年10月28日に事業計画を決定した。令和3年12月24日には第8回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 67,540,000千円

内 訳	}	国庫補助金	21,307,251千円	総面積	1,141,412㎡
		市町村負担金	21,262,003千円	事業年度	
		効果促進事業	349,900千円	平成4年度～令和8年度	
		地方特定道路 市単独費	9,311,700千円 15,309,146千円	※清算期間含まず。 (工事概成 令和2年度 換地処分 令和8年度予定)	

土地の種目別対照表

(令和3年12月24日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国所有地	道 路	1,108.61	0.10	1,108.61	0.10
	地方所有地 公共団体	道 路	107,103.49	9.38	275,612.95	24.14
		公 園	-	-	34,809.19	3.05
		水 路	1,485.30	0.13	-	-
		計	108,588.79	9.51	310,422.14	27.19
合 計			109,697.40	9.61	311,530.75	27.29
宅 地	民 有 地	畑	482,010.09	42.23	-	-
		宅 地	437,979.37	38.37	823,530.83	72.15
		山 林	507.00	0.05	-	-
		原 野	6,617.51	0.58	-	-
		墓 地	655.74	0.06	648.38	0.06
		水 道 用 地	3,475.00	0.30	-	-
		公 衆 用 道 路	16,250.10	1.42	-	-
		雑 種 地	49,444.44	4.33	-	-
		計	996,939.25	87.34	824,179.21	72.21
	国所有地	普 通 財 産	7,088.52	0.62	5,702.00	0.50
合 計			1,004,027.77	87.96	829,881.21	72.71
測 量 増 減			27,686.79	2.43	-	-
総 計			1,141,411.96	100.00	1,141,411.96	100.00

② 郡山中央土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備のまま宅地化が進み、居住環境と都市機能が阻害されている状況にある。

このため、都市計画道路松尾城線（幅員17m）ほか4路線を含めた公共施設の整備改善を図るとともに、居住環境の良好な住宅地としての機能を十分発揮できるような土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

また、土地区画整理事業と併行して、地区内を流れる二級河川甲突川及び油須木川の河川改修を行い、水害等の災害に強いまちづくりを行うこととしている。

平成7年4月3日に区域について都市計画決定を行い、平成8年3月29日に事業計画を決定した。令和5年3月15日には、第8回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 17,740,000千円

内 訳	}	国庫補助金	3,777,916千円	総面積	462,459㎡
		市町村負担金	3,318,417千円	事業年度	
		公共施設管理者負担金	2,662,317千円	平成7年度～令和11年度	
		市単独費	6,105,180千円	※清算期間含まず。	
		地方特定道路	1,145,000千円	（工事概成 令和8年度予定 換地処分 令和11年度予定）	
		保留地処分金	731,170千円		

土地の種目別対照表 (令和5年3月15日事業計画変更)

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)	
公 共 用 地	国 有 地	道 路	26,799.18	5.80	22,426.87	4.85	
		河 川	23,734.11	5.13	34,708.35	7.51	
		水 路	6,765.40	1.46	264.98	0.06	
		計	57,298.69	12.39	57,400.20	12.42	
	地 方 公 共 団 体	所 有 地	道 路	22,541.06	4.87	86,860.23	18.78
			河 川	-	-	22,310.34	4.83
計			22,541.06	4.87	109,170.57	23.61	
	合 計	79,839.75	17.26	166,570.77	36.03		
宅 地	民 有 地	田 畑	148,387.41	32.09	277,188.47	59.93	
		宅 地	15,222.00	3.29			
		公 衆 用 道 路	117,734.99	25.46			
		雑 種 地	1,010.44	0.22			
		計	29,476.21	6.37			
	公 有 地	有 地	有 地	311,831.05			67.43
			有 地	1,987.99			0.43
			有 地	656.90			0.14
			有 地	68,143.55			14.74
			計	70,788.44			15.31
	合 計	382,619.49	82.74				
	保 留 地	-	-	18,700.00	4.04		
	測 量 増 減	-	-	-	-		
	総 計	462,459.24	100.00	462,459.24	100.00		

③ 谷山駅周辺地区土地区画整理事業

本地区は、旧谷山市域の中心地としての役割を担ってきた地区であり、鹿児島市の副都心核となる地区である。しかしながら、周辺新市街地が発展する反面、本地区では道路、駅前広場等のインフラが未整備であり、国道225号沿いや市道春日線沿いにおける活力が低下している状況にある。

そこで、JR指宿枕崎線の鉄道高架化事業と併せて幹線道路、駅前広場、公園の整備と密集住宅地における生活環境の改善等の一体的なまちづくりを行い、副都心核として魅力ある都市空間の形成や都市機能の集積を図るため、土地区画整理事業を行っている。

平成18年7月7日に区域について都市計画決定を行い、平成20年3月21日に事業計画を決定した。令和3年9月6日には、第5回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 26,427,000千円

内 訳	}	国庫補助金	9,577,979千円	総面積	153,413㎡
		市町村負担金	9,569,479千円	事業年度	
		地方特定道路	12,400千円	平成19年度～令和8年度	
		市単独費	7,266,417千円	※清算期間含まず。	
		鉄道負担金	725千円	（工事概成 令和6年度予定） （換地処分 令和8年度予定）	

土地の種目別対照表

（令和3年9月6日事業計画変更）

種 目			施 行 前		施 行 後		
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)	
公 共 用 地	国 有 地	道 路	2,150.25	1.40	6,893.14	4.49	
		河 川	2,880.92	1.88	2,880.92	1.88	
		水 路	369.47	0.24	56.53	0.04	
		計	5,400.64	3.52	9,830.59	6.41	
	地 方 公 共 団 体	所 有 地	道 路	15,848.79	10.33	49,914.05	32.54
			河 川	-	-	4,670.04	3.04
			水 路	400.72	0.26	-	-
計		16,249.51	10.59	54,584.09	35.58		
合 計			21,650.15	14.11	64,414.68	41.99	
宅 地	民 有 地	田 畑	1,439.00	0.94	88,998.37	58.01	
		地 林	7,080.82	4.62			
		山 道	98,337.37	64.10			
		公 衆 用 道	184.00	0.12			
		雑 種 地	865.49	0.56			
		鉄 道 用 地	357.77	0.23			
	計		12,623.79	8.23			
	計		120,888.24	78.80			
	公 有 地	市 県 開 発 公 社	有 地	1,873.30	1.22		
			有 地	2,859.61	1.86		
有 地			3,002.88	1.96			
計			7,735.79	5.04			
合 計			128,624.03	83.84	88,998.37	58.01	
保 留 地			-	-	-	-	
測 量 増 減			3,138.87	2.05	-	-	
総 計			153,413.05	100.00	153,413.05	100.00	

④ 谷山第三地区土地区画整理事業

本地区は、道路、公園等の公共施設が未整備なまま市街化が進み、居住環境の悪化や救急活動及び防災面の問題、また、県道小山田谷山線の朝夕の交通渋滞、歩行者の安全確保等多くの課題が生じている。

そこで、惣福御所下線や向川原惣福線等の都市計画道路や区画道路、公園、水路等の公共施設を整備し、居住環境の良好な住宅地としての土地利用を図るため、土地区画整理事業を行っている。

平成20年9月26日に区域について都市計画決定を行い、平成23年10月14日に事業計画を決定した。令和4年3月15日には、第2回目の事業計画の変更を行った。

総事業費 35,490,000千円

内 訳	}	国庫補助金	11,967,000千円	総面積	348,818㎡
		市町村負担金	11,967,000千円	事業年度	
		保留地処分金	380,250千円	平成23年度～令和15年度	
		市単独費	11,175,750千円	※清算期間含まず。	
		（工事概成 令和13年度予定） （換地処分 令和15年度予定）			

土地の種目別対照表 (令和4年3月15日事業計画変更)

種 目				施 行 前		施 行 後		
				地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)	
公 共 用 地	国 有 地	道	路	-	-	-	-	
		河	川	6,488.72	1.86	6,488.72	1.86	
		公	園	-	-	-	-	
	計		6,488.72	1.86	6,488.72	1.86		
	地 方 公 共 団 体	所 有 地	道	路	31,864.87	9.14	86,632.81	24.83
			公	園	172.00	0.05	10,465.30	3.00
緑			地	-	-	-	-	
水			路	4,097.23	1.17	5,682.90	1.63	
計		36,134.10	10.36	102,781.01	29.46			
合 計				42,622.82	12.22	109,269.73	31.32	
宅 地	民 有 地	宅 原 雑 公 基	田	畑	11,785.84	3.38	235,798.59	67.60
			地	林	35,789.11	10.26		
			野	地	228,692.59	65.56		
			種	用	91.00	0.03		
			道	路	384.00	0.11		
			路	地	10,429.83	2.99		
	公	衆	4,593.04	1.32				
	基	地	404.00	0.12				
	計		292,169.41	83.77				
	公 有 地	市 県 国	有	地	279.00	0.08		
有			地	248.80	0.07			
有			地	2,638.00	0.75			
計			3,165.80	0.90				
合 計				295,335.21	84.67	235,798.59	67.60	
保 留 地				-	-	3,750.00	1.08	
測 量 増 減				10,860.29	3.11	-	-	
総 計				348,818.32	100.00	348,818.32	100.00	

⑤ 吉野第二地区土地区画整理事業

本地区は、近年、小規模宅地造成の激化による無秩序な市街化が急速に進行しており、都市施設の不足、生活環境の悪化、慢性的な交通渋滞など多くの課題を抱えている。

そこで、都市計画道路館之馬場通線（幅員25m）ほか4路線や区画道路及び公園等の公共施設の整備改善と土地利用の増進を図り、健康で文化的な生活を営める市街地を形成するため、土地区画整理事業を行っている。

平成26年2月25日に区域について都市計画決定を行い、平成31年3月22日に事業計画を決定した。

総事業費 45,300,000千円

内 訳	国庫補助金	11,010,000千円	総面積	665,321㎡
	市町村負担金	16,211,000千円	事業年度	
	保留地処分金	652,000千円	平成30年度～令和22年度	
	市町村単独費	17,427,000千円	※清算期間含まず。	

（工事概成 令和20年度予定）
（換地処分 令和22年度予定）

土地の種目別対照表

（平成31年3月22日事業計画決定）

種 目			施 行 前		施 行 後	
			地 積 (㎡)	割合 (%)	地 積 (㎡)	割合 (%)
公 共 用 地	国 有 地	道 路	2,638.69	0.40	2,638.69	0.40
		公 園	9,050.00	1.36	9,050.00	1.36
		計	11,688.69	1.76	11,688.69	1.76
	地 方 公 共 団 体 所 有 地	道 路	56,745.63	8.53	165,103.42	24.81
		公 園	1,492.00	0.22	11,234.01	1.69
		河 川	324.36	0.05	-	-
水 路		121.00	0.02	-	-	
計	58,682.99	8.82	176,337.43	26.50		
合 計			70,371.68	10.58	188,026.12	28.26
宅 地	民 有 地	畑	136,703.41	20.55	469,294.45	70.54
		宅 地	348,786.88	52.42		
		山 林	4,595.37	0.69		
		原 野	2,713.00	0.41		
		墓 地	30.00	0.01		
		境 内 地	1,295.44	0.20		
		公 衆 用 道 路	15,652.79	2.35		
	地	公 有 地	雑 種 地	13,805.55	2.07	
			計	523,582.44	78.7	
			国 有 地	5,353.00	0.80	
地	公 有 地	県 有 地	17,561.00	2.64		
		市 有 地	33,397.70	5.02		
		計	56,311.70	8.46		
合 計			579,894.14	87.16	469,294.45	70.54
保 留 地			-	-	8,000.00	1.20
測 量 増 減			15,054.75	2.26	-	-
総 計			665,320.57	100.00	665,320.57	100.00

10 清算 (特別会計)

清算事務は、整理前後の土地を評価し、整理前の権利価格と整理後の換地評価額との差額を金銭により清算して事業の収束を図るものである。

本市の旧市街地全域に及んだ復興土地区画整理事業については、昭和33年度に清算特別会計を設定し、事務に着手した。その後、同特別会計に脇田、紫原、谷山塩屋、笹貫、武・田上、小松原、桜川、桜川第二、谷山第一、原良第一、原良第二、宇宿中間、原良第三及び谷山第二地区を加え、清算事務を行っている。

○ 徴収・交付実績

清算事務計画面積 1,845.59 (ha)

清算事務実施面積 1,845.59 (ha)

(単位：千円、%)

地 区	面 積 (ha)	令和4年度までの徴収金			令和5 年度徴 収見込	令和4年度までの交付金			令和5 年度交 付見込
		総 額	実 績	徴収率 (%)		総 額	実 績	交付率 (%)	
復興地区	1,043.86	1,329,710	1,329,710	100.0	-	1,236,120	1,236,120	100.0	-
脇 田	50.51	45,386	45,386	100.0	-	40,579	40,579	100.0	-
紫 原	145.66	59,521	59,521	100.0	-	57,921	57,921	100.0	-
谷山塩屋	19.38	15,084	15,084	100.0	-	55,892	55,892	100.0	-
笹 貫	28.14	24,439	24,439	100.0	-	87,290	87,290	100.0	-
武・田上	63.74	132,110	132,110	100.0	-	130,121	130,121	100.0	-
小 松 原	42.53	47,707	47,707	100.0	-	47,519	47,519	100.0	-
桜 川	63.82	65,962	65,962	100.0	-	65,689	65,689	100.0	-
桜川第二	32.73	8,526	8,526	100.0	-	8,525	8,525	100.0	-
谷山第一	127.80	85,633	85,633	100.0	-	85,622	85,622	100.0	-
原良第一	36.87	121,306	121,306	100.0	-	121,114	121,114	100.0	-
原良第二	20.38	43,591	43,591	100.0	-	43,591	43,591	100.0	-
宇宿中間	81.69	96,945	96,945	100.0	-	96,889	96,889	100.0	-
原良第三	15.58	28,751	28,751	100.0	-	28,439	28,439	100.0	-
谷山第二	72.9	137,101	136,658	99.7	190	137,099	136,957	99.9	142
計	1,845.59	2,241,772	2,241,329	99.9	190	2,242,410	2,242,268	99.9	142

11 連続立体交差事業

(1) 谷山地区連続立体交差事業 (関連事業)

JR指宿枕崎線の高架化に伴い、新たに生じる高架下及び鉄道残地を活用して、駐輪場、遊歩道等を整備することにより、徒歩、自転車による交通結節点へのアクセシ性を高め、自動車から公共交通への利用転換を図るとともに、東西の地域分断の解消や都市生活の安全性・快適性の向上を図り、都市環境の改善を目指すこととしている。

平成26年9月に高架化に伴って新たに生じる高架下空間の利用に関する地元意向調査を実施し、その結果を踏まえて土地所有者であるJR九州と協議を行い、平成28年3月に高架下利用計画を策定した。平成28年度は、谷山電停、慈眼寺駅の駐輪場を整備するとともに、遊歩道・自転車道の基本設計等を行った。平成29年度は、谷山電停、谷山駅、慈眼寺駅の駐輪場を整備するとともに、遊歩道・自転車道の詳細設計等を行った。平成30年度は、遊歩道・自転車道の整備や自転車道等整備に伴う用地取得、永田川橋りょうの補修工事等を行った。令和元年度は、遊歩道・自転車道の整備や自転車道等整備に伴う用地取得、谷山駅の駐輪場の整備等を行った。令和2年度は、谷山駅自由通路のベンチ設置工事や谷山電停ロータリーの整備に向けた測量設計業務等を行った。令和4年度は、谷山電停ロータリーの整備等を行った。

12 建築確認事務

(1) 経緯

昭和25年5月に制定された建築基準法は、その後の社会情勢の変化、建築技術の進歩等により実情にそぐわない点が生じてきたことなどから、昭和45年6月に同法の一部が改正された。これを受け、本市でも昭和46年3月25日付で建築指導課を設置し、特定行政庁として、それまで県が行っていた建築確認事務等を行うこととなった。

その後、平成10年6月12日の同法の一部改正（平成11年5月1日施行）により、それまで特定行政庁の建築主事が行ってきた確認・検査業務が、新たに国土交通大臣又は都道府県知事が指定した民間機関（指定確認検査機関）でも行えるようになった。

平成18年6月21日の同法の一部改正（平成19年6月20日施行）では、一定規模以上の建築物について都道府県知事又は都道府県知事が指定する構造計算適合性判定機関による構造計算審査や、3階建以上の共同住宅についての中間検査が義務付けられることとなった。

なお、本市では同法で定められているもの以外に、不特定多数の者が利用する施設の安全を確保するため、3階建以上でかつ延べ面積が500㎡を超える劇場・病院・福祉施設・学校等についても、中間検査の対象としている。

(2) 実績

① 建築許可・確認申請等

(単位：件)

区分	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
許可等申請 (うち仮使用認定申請)		80 (7)	83 (3)	79 (4)	72 (2)	84 (2)
建築物等確認申請 (うち計画通知)		478 (69)	457 (64)	418 (62)	392 (53)	404 (41)
合計		558	540	497	464	488

② 違反建築物取扱件数及び是正件数

建築パトロールにより違反工事の早期発見に努め、現場指導を実施するとともに、違反建築物防止週間に、市民へのPRを行っている。建築工事に対する一般市民の関心は高く、相談、通報等による現場調査が多くなっている。

（令和 4 年度 単位：件）

違 反 の 内 容	件 数	処分又は 是正完了	未了
建築基準法第 6 条違反（確認申請手続）	0	0	0
建築基準法第 2 7 条違反（防火構造・耐火構造等）	0	0	0
建築基準法第 2 0 条違反（構造耐力上の規定）	0	0	0
建築基準法第 4 8 条違反（用途地域内の建築制限）	1	1	0
建築基準法第 5 2 条違反（容積率制限）	0	0	0
建築基準法第 8 5 条違反 第 5 項違反（仮設許可）	0	0	0
建築基準法第 8 9 条違反（確認表示板未掲示）	13	13	0
合 計	14	14	0

13 住 宅

本市の住宅状況は、平成30年10月1日現在の住宅土地統計調査によると、下表のとおり住宅総数が世帯数（273,120世帯）を上回っており、戸数面では充足している。

住宅数 （単位：戸）

住宅総数	居住世帯あり	居住世帯なし			
		空き家	建築中	一時現在者のみ	計
319,760	271,010	47,580	950	220	48,750

※標本調査による推計値であるため、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数とは一致しない。

(1) 市営住宅等

市営住宅は、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために、低額所得者等に対して賃貸する住宅である。

本市では、良質な住宅ストックの形成を図るため、耐用年数や居住水準を考慮しながら昭和57年度から建替を進めている。

また、平成15年度から既存の市営住宅の有効活用を図るため、全面的改善（H26完了）や個別改善を行う市営住宅ストック総合改善事業に取り組んでいる。

これら市営住宅の整備にあたっては、バリアフリー対策の充実を図ることを基本とし、世帯構成を考慮した住宅の供給など、少子高齢社会の進行を踏まえた対応を図っている。

また、地域活性化の一助とするため、平成9年度からは、市街化調整区域の指定既存集落で、既存集落活性化住宅建設事業に、平成20年度からは、合併前の5町地域で、地域活性化住宅建設事業（R2完了）に取り組んでいる。これらの住宅は、地域内の小学校の児童数確保のため、主に若い世帯を入居対象としているが、入居後相当年数が経過すると、入居者に児童がいなくなり、事業の実効性が確保できなくなることから、平成22年度からは定期借家制度（期限付入居）を導入している。

平成25年度からは、未就学児のいる子育て世帯の居住の安定確保等を図るため、子育て仕様住戸や子育て支援住宅（H30完了）の整備を進めている。

令和3年度からは、市営住宅の敷地や空き住戸の有効活用施策等を検討する市営住宅敷地等有効活用施策検討事業に取り組んでおり、令和4年度からは、本市の住生活

に係る各種施策を総合的・一体的に推進するため、住生活基本計画（仮称）の策定に取り組んでいる。

さらに、優良な民間賃貸住宅等に対して一定の範囲で助成し、公的住宅として活用する優良賃貸住宅供給促進事業を推進している。

令和元年度からは、市営住宅等の管理業務等に指定管理者制度を導入している。

① 戸数（令和5.4.1現在）（単位：戸）

住宅種別	令和4年度完成戸数		令和5年度建設計画戸数				令和5年度未 予管理戸 数
	用 途 止 失 減	令 和 4 年 度 完 成	用 途 止 失 減	令 和 4 年 度 着 工 （ 複 数 年）	令 和 5 年 度 着 工 （ 単 年）	令 和 5 年 度 着 工 （ 複 数 年）	
公 営	130	42	40	0	5	40	10,602
特公賃	0	0	0	0	0	0	19
改 良	0	0	0	0	0	0	137
更 新	0	0	0	0	0	0	188
そ の 他	0	0	0	0	0	0	11
計	130	42	40	0	5	40	10,957

（注）公営（公営住宅）…公営住宅法に基づき供給する住宅
 特公賃（特定公共賃貸住宅）…特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に
 基づき市が直接供給する住宅
 改良（改良住宅）…住宅地区改良法に基づき供給する住宅
 更新（更新住宅）…改良住宅等改善事業制度要綱に基づき供給する住宅
 その他（その他住宅）…公営住宅、特定公共賃貸住宅、改良住宅及び更新住宅
 以外の住宅

入居収入基準及び住宅使用料（令和5.4.1現在）

公 営 住 宅	諸控除後月収 158,000円以下 ※裁量階層は、214,000円以下
特 公 賃 住 宅	諸控除後月収 158,000円以上487,000円以下 <small>（ただし、50歳未満の場合は104,000円以上）</small>
改 良 住 宅	諸控除後月収 114,000円以下 ※裁量階層は、139,000円以下

住宅使用料は毎年度、入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で算出する。

$$= \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$
 （収入により異なる。）（各住戸で異なる。）

※裁量階層：入居者が身体障害者である場合など条例で定める者

② 建設実績・計画（令和5.4.1現在）（単位：千円）

令和4年度実績			令和5年度計画
事業費	交付金	市 費	事業費
787,098	295,753	491,345	866,512

③ ストック総合改善実績・計画（令和5.4.1現在）（単位：千円）

令和4年度実績			令和5年度計画
事業費	交付金	市 費	事業費
719,443	255,332	464,111	803,330

④ 構造別現況		(令和5.4.1現在)						
種 別	戸 数	構 造 別 (戸)						
		木 造	簡 平	簡 二	低 耐	中 耐	高 耐	
公 営 住 宅	10,637	313	28	16	96	8,656	1,528	
特 公 賃 住 宅	19	4	0	0	0	15	0	
改 良 住 宅	137	0	0	0	0	87	50	
更 新 住 宅	188	0	0	0	0	61	127	
そ の 他 住 宅	11	11	0	0	0	0	0	
計	10,992	328	28	16	96	8,819	1,705	
(2) 市域内の住宅・団地等								
① 住 宅 (公的住宅)		(令和5.4.1現在)						
所 管 区 分	賃貸戸数	分譲戸数	主な団地数	事業開始				
市 営 住 宅	10,992	0	75	昭和21年度				
県 営 住 宅	4,785	0	21	27 〃				
県 住 宅 供 給 公 社	122	3,646	25	38 〃				
合 計	15,899	3,646	121					
② 宅地開発		(令和5.4.1現在 5ha以上の団地)						
事 業 区 分	団 地 数	団地面積 (ha)	計画戸数 (戸)					
公 営	市	2	33.08	643				
	(旧) 開 発 事 業 団	8	494.71	14,458				
	(旧) 市 住 宅 公 社	4	274.50	11,324				
	県 住 宅 供 給 公 社	4	199.26	5,516				
	小 計	18	1,001.55	31,941				
民 間 事 業 者	32	734.85	21,432					
組 合 施 行 区 画 整 理 事 業	12	537.62	10,225					
合 計	62	2,274.02	63,598					
14 建築物の維持保全								
(1) 公共建築物ストックマネジメント事業								
・ 事業目的								
<p>既存公共建築物（学校，市営住宅，公営企業を除く）について，中長期の視点に立った計画的で効率的な維持保全を行い，建築物の機能維持による市民サービスの確保，長寿命化，維持保全コストの縮減と平準化を図る。</p>								
・ 事業内容								
<p>計画的で効率的な維持保全を図るため，建築物ごとの保全計画の作成及び同計画に基づく改修工事の支援等を行うとともに，日常点検の推進や保全ニュースの配信等による施設管理者等への維持保全に関する情報の提供を行う。</p> <p>また，環境対策との連携を図るとともに，維持管理費の縮減を図るため，インハウスエスコ（電力契約の見直しによる電気料金の縮減等）に取り組む。</p>								
・ 予算額 令和5年度 19,604千円								

15 建築物の環境対策

(1) 公共建築物省エネルギー推進事業

・事業目的

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、公共建築物における省エネルギーを推進する。

・事業内容

公共建築物における省エネルギーを推進するため、設備機器の運転支援に取り組む。

① 省エネルギー運転支援

運転支援により、平成25年度比で電気使用量12%削減を目指す。

令和5年度対象施設：西谷山福祉館、ふるさと考古歴史館など20施設

② 民間への情報提供

民間への普及を図るため、取組状況の情報提供を行う。

・予算額 令和5年度 3,184千円

16 土 木

(1) 市域内道路現況（令和5.4.1現在）

種 目	実延長(km)	面 積 (㎡)	舗 装		未舗装 延長(km)	簡易舗装 二種(防塵) 延長(km)	砂利道 延長(km)	
			延 長(km)	延長舗装率 (%)				
国 道	100.13	2,214,135	100.13	100.00%	0.00	0.00	0.00	
県 道	285.54	5,624,519	285.54	100.00%	0.00	0.00	0.00	
内 訳	主要地方道	186.29	3,759,654	186.29	100.00%	0.00	0.00	0.00
	一般地方道	99.25	1,864,865	99.25	100.00%	0.00	0.00	0.00
市 道	2,678.94	21,595,833	2,640.96	98.58	37.98	0.00	37.98	
計	3,064.61	29,434,487	3,026.63	98.76	37.98	0.00	37.98	

(2) 市 道

① 幅員別状況

（令和5.4.1現在 単位：km）

実延長	規 格 改 良 済					未 改 良			
	車道19.5m 以 上	車道13.0m 以 上	車道5.5m 以 上	車道4.0m 以 上	車道4.0m 未 満	車道5.5m 以 上	車道4.5m 以 上	車道3.5m 以 上	車道3.5m 未 満
2,678.94	10.40	40.00	765.94	962.99	413.46	13.77	23.93	63.98	384.47

② 舗装種類別状況

（令和5.4.1現在 単位：km, %）

実延長	セメント系 舗 装	アスファルト系舗装		延長舗装率	簡易二種 (防塵)	砂利道
		高級	簡易（一種）			
2,678.94	89.82	104.96	2,446.18	98.58%	0.00	37.98

(注) ア 市道簡易舗装二種(防塵舗装)を含めた延長舗装率 98.58%

イ 市道路線総数 8,646

(市街地区 2,468 吉野地区 738 伊敷地区 803 田上地区 902
東桜島地区 86 谷山地区 2,400 吉田地区 212 桜島地区 254
喜入地区 378 郡山地区 148 松元地区 257)

③ 市道認定の条件

市道に認定する路線は、法令に定めがあるものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア 交通上重要な道路

イ 国道、県道又は市道のいずれかに連絡する道路

ウ 国道又は県道の路線変更等により本市に引き継がれる道路

エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、都市再開発法(昭和44年法律第38号)、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)等の法令の規定に基づき設置された道路で、法令の規定により本市に帰属されるもの

オ 国有財産で道路用地として本市が無償貸付けを受ける道路

カ 一般の通行に供している道路で、本市が無償で取得できるもの

キ 小学校区ごとに設置されたスクールゾーン委員会が指定する通学通園路又は公共施設に連絡する道路

なお、市道認定路線の構造条件等、市道路線認定の申請手続等については、別に定めている。

(3) 道路側溝の改良状況

(単位：m)

区 分 \ 年 度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
市 街 地 区	1,945	2,552	3,698	2,143	2,170
吉野・東桜島地区	1,234	476	487	194	516
伊 敷 地 区	923	614	760	184	260
田 上 宇 宿 地 区	1,278	890	580	77	196
吉 田 地 区	237	146	2,380	178	424
桜 島 地 区	1,501	1,611	1,467	1,732	1,209
松 元 地 区	991	830	479	404	766
郡 山 地 区	1,316	591	498	482	305
谷 山 地 区	1,442	1,154	2,120	666	895
喜 入 地 区	819	823	681	572	490
施 工 延 長	11,686	9,687	13,150	6,632	7,231

(4) 道路新設改良状況						(単位：m)	
区 分	年 度		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
	市 街 地 区			288	489	868	1,055
吉野・東桜島地区			610	253	289	123	804
伊 敷 地 区			511	930	291	118	416
田上宇宿地区			298	76	0	0	105
吉 田 地 区			81	0	372	0	0
桜 島 地 区			0	0	0	0	0
松 元 地 区			291	510	392	243	296
郡 山 地 区			301	198	380	333	60
谷 山 地 区			1,263	544	1,452	207	272
喜 入 地 区			640	456	624	433	385
施 工 延 長			4,283	3,456	4,668	2,512	3,232
(5) 橋梁現況							
(令和5.4.1現在 単位：m)							
地 区 別	永 久 橋		木 橋		計		
	橋数	延 長	橋数	延 長	橋数	延 長	
市 街 地 区	120	3,534.5	0	0	120	3,534.5	
吉 野 地 区	24	310.4	0	0	24	310.4	
東 桜 島 地 区	6	93.4	0	0	6	93.4	
伊 敷 地 区	81	1,223.4	0	0	81	1,223.4	
田 上 地 区	40	796.2	0	0	40	796.2	
吉 田 地 区	67	689.5	0	0	67	689.5	
桜 島 地 区	29	358.0	0	0	29	358.0	
松 元 地 区	35	838.5	0	0	35	838.5	
郡 山 地 区	49	626.4	0	0	49	626.4	
谷 山 地 区	127	2,740.9	0	0	127	2,740.9	
喜 入 地 区	95	733.2	0	0	95	733.2	
合 計	673	11,944.4	0	0	673	11,944.4	

(6) 国・県施行土木事業の負担金 (令和4年度)					
事業区分	事業名	負担割合			市負担金(千円)
		国	県	市	
港湾関係	国直轄港湾改修事業	6.325/10	2.75625/10	0.91875/10	370,808
	県施行港湾施設改良費統合補助事業(施設の機能復旧のための事業)	1/3	1.6/3	0.4/3	28,800
	県施行港湾施設改良費統合補助事業(施設の機能向上のための事業)	1/3	1.2/3	0.8/3	45,600
	県施行鹿児島港長寿命化対策事業	-	8/10	2/10	20,000
	県施行港湾海岸高潮対策事業	1/2	0.83/2	0.17/2	32,019
急傾斜地砂防関係	急傾斜地崩壊対策事業(公共大規模)	4.75/10	4.75/10	0.5/10	11,650
	〃 (公共その他)	4.5/10	4.5/10	1/10	0
	〃 (一般大規模)	4.5/10	4.5/10	1/10	12,300
	〃 (一般その他)	4/10	4/10	2/10	27,400
	〃 (一般緊急改築)	4.5/10	4.5/10	1/10	9,000
	県単砂防事業	-	9/10	1/10	1,000
道路関係	県単道路整備事業(防塵舗装)	-	9/10	1/10	0
	〃 (改良)	-	9/10	1/10	16,000
	〃 (街路)	-	9/10	1/10	8,645
	県施行地方特定道路整備事業(改良)	-	9.5/10	0.5/10	37,500
	県施行街路事業(交通安全対策事業(通学路緊急対策))	5.5/10	3.5/10	1/10	50,000
(7) 広木駅自動車駐車場					
収容台数 39台(うち障害者等用 2台)					
平成21年3月14日、JR広木駅前に道路の付属物として設置した自動車駐車場の供用を開始し、併せて駐車料金の徴収に関する条例を制定した。					
利用時間 全日					
駐車料金 6時間ごとに100円(駐車開始から30分までは無料)					
令和4年度使用料収入 25,817台(うち有料駐車15,710台) 3,326,800円					

(8) 路面・水路・側溝・宅地内降灰等の清掃作業状況

(令和4年度実績)

区分	作業量	作業区分等			浚せつ土量	搬出土量
		市単独事業	補助事業	市営工事等		
路面機械	11,662 km	11,086 km	576 km	0 km	-	1,224 m ³
路面人力	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	-	0 m ³
側溝	21 km	10 km	0 km	11 km	840 m ³	-
公共下水道	0 km	0 km	-	-	0 m ³	-
宅地内降灰	カ所 6,894	カ所 6,894	-	-	-	1,626 m ³

(9) 自転車等駐車場対策推進事業

平成8年3月に、自転車等の駐車対策に関する条例を制定し、同年10月から歩道や車道、駅前広場等の公共の場所に放置してある自転車や原動機付自転車の撤去を行っている。

鹿児島中央駅周辺においては、平成8年に自転車等駐車場を整備するとともに、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

天文館を中心とする中央地区においては、平成14年から年次的に7カ所の自転車等駐車場の設置を行い、併せてその周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

撤去した自転車等については、撤去し保管した旨を公示するとともに、所有者を調査し、返還に努めている。なお、返還する際には撤去保管料を徴収している。

公示の日から6カ月が経過し、所有権が本市に帰属した自転車については、公用車として活用するほか、市民を対象とした「リサイクル自転車フェア」に出品し、自転車等の放置の防止や、物を大切にす意識の啓発並びに資源としての有効活用を図っている。

① 市営自転車等駐車場

ア 有料市営自転車等駐車場

名称	位置	利用方法	利用時間
市営鹿児島中央駅東口自転車等駐車場	中央町39番1	一時利用・定期利用	午前6時～午後12時
市営鹿児島中央駅西口自転車等駐車場	武一丁目7番3		
市営黒田踏切自転車等駐車場	西田一丁目1番33	定期利用	全日
市営東千石自転車等駐車場	東千石町3番44	一時利用・定期利用	
市営山之口自転車等駐車場	山之口町11番2		
市営二本松自転車等駐車場	山之口町3番29		
市営西千石自転車等駐車場	西千石町16番11		
市営中町自転車等駐車場	中町4番10		
市営おつきや自転車等駐車場	東千石町17番17	一時利用	
市営松山通自転車等駐車場	呉服町2番6		

イ 無料市営自転車等駐車場

名 称	位 置
市営南鹿兒島駅自転車等駐車場	南郡元町33番20
市営谷山電停自転車等駐車場	東谷山二丁目766番 2
市営谷山駅自転車等駐車場	谷山中央一丁目4087番 6
市営慈眼寺駅自転車等駐車場	慈眼寺町1283番 3
市営坂之上駅自転車等駐車場	坂之上四丁目4719番 2
市営喜入駅自転車等駐車場	喜入町7070番40
市営生見駅自転車等駐車場	喜入生見町2739番12
市営薩摩松元駅自転車等駐車場	上谷口町1049番 1
市営上伊集院駅自転車等駐車場	上谷口町1655番12
市営宇宿駅自転車等駐車場	宇宿三丁目12番 8
市営広木駅自転車等駐車場	田上町4792番 2
市営鹿兒島駅自転車等駐車場	浜町65番

② 駐車料金等

ア 駐車料金

利用区分	利用時間	駐 車 料 金		
		自 転 車	原動機付自転車 大型自動二輪車 普通自動二輪車	
一 時 利 用	24時間 (1回)	100円	150円	
定期利用	学 生	1月	1,200円	1,800円
		3月	3,240円	4,860円
	一 般	1月	1,500円	2,250円
		3月	4,050円	6,070円

③ 撤去した自転車等の返還について

ア 自転車等放置禁止区域内で撤去されてから約2カ月以内の自転車等

- (a) 返還場所 鹿兒島市自転車等一時保管所
(鹿兒島市南林寺町30番 3 電話 226-0632)
- (b) 返還日時 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日
午後1時～午後7時

イ ア以外の自転車等

- (a) 返還場所 鹿兒島市自転車等保管所
(鹿兒島市田上八丁目28番 5号 電話 282-7488)
- (b) 返還日時 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日
午後1時～午後6時

ウ 撤去保管料 ア, イいずれも 自転車 1,500円 原動機付自転車 2,000円

④ 自転車等の撤去・返還等及び自転車等駐車場の附置義務届出状況 (令和4年度)

(単位:台)

撤去						本人返還					
放置禁止区域内		自転車等駐車場内		放置禁止区域外		自転車	原動機付自転車	左のうち盗難届分			
自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車			自転車	原動機付自転車		
561	15	281	10	580	19	376	27	34	2		
リサイクル						保管				附置義務(件)	
市民への売却		バイク販売商への売却		公用車等として活用		大学へ譲与(留学生)		鉄くずとして処分			6か月保管中の台数
自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	届出完了	
195	19	7	0	836	1	534	11	262	5	1 1	

17 高速道路

道路名	区間	延長	備考
(1) 九州縦貫自動車道鹿児島線	北九州市～鹿児島市 〔県内〕約67km	約345km	・平成7年7月27日全線開通 ・平成16年12月11日全線4車線化(一部6車線)
(2) 南九州西回り自動車道 〔一般国道の自動車専用道路として整備〕	八代市～鹿児島市 〔県内〕 (1) 鹿児島道路(鹿児島IC～市来IC) ① 鹿児島IC～鹿児島西IC ② 鹿児島西IC～伊集院IC ③ 伊集院IC～市来IC (2) 川内道路(市来IC～薩摩川内都IC) ① 市来IC～串木野IC ② 串木野IC～薩摩川内都IC (3) 川内隈之城道路(薩摩川内都IC～薩摩川内水引IC) ① 薩摩川内都IC～薩摩川内高江IC ② 薩摩川内高江IC～薩摩川内水引IC (4) 阿久根川内道路 (5) 出水阿久根道路(阿久根IC～出水IC) ① 阿久根IC～阿久根北IC ② 阿久根北IC～野田IC ③ 野田IC～高尾野北IC ④ 高尾野北IC～出水IC (6) 芦北出水道路(出水IC～熊本県芦北IC) ※うち(熊本県水俣IC～熊本県芦北IC)(13.3km)は平成9年2月整備計画決定	約140km 22.2km (0.9km) (10.2km) (11.1km) 13.8km (7.3km) (6.5km) 10.2km (6.7km) (3.5km) 22.4km 14.9km (4.2km) (4.0km) (2.8km) (3.9km) 29.6km	・平成2年11月整備計画決定 ・昭和63年10月19日開通 ・平成10年3月26日開通 ・平成14年4月6日開通 ・平成3年12月整備計画決定 ・平成17年3月13日開通 ・平成19年3月3日開通 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成27年3月7日開通 ・平成25年3月10日開通 ・平成27年4月整備計画決定 ・平成5年7月基本計画決定 ・平成27年3月29日開通 ・平成27年12月19日開通 ・平成29年3月11日開通 ・平成29年11月12日開通 ・平成3年12月基本計画決定

道路名	区 間	延長	備 考
(3) 東九州自動車道	北九州市～大分市～宮崎市～鹿児島市 〔県内〕	約436km	
	(1) 鹿児島 IC～加治木 JCT	28.6km	・九州縦貫自動車道と重複
	(2) 加治木 JCT～隼人東 IC(隼人道路)	7.3km	・平成4年3月25日開通
	(3) 隼人東 IC～国分 IC	4.8km	・平成12年3月4日開通
	(4) 国分 IC～末吉財部 IC	22.5km	・平成14年3月2日開通
	(5) 末吉財部 IC～曾於弥五郎 IC	11.1km	・平成22年3月14日開通
	(6) 曾於弥五郎 IC～鹿屋串良 JCT	17.7km	・平成26年12月21日開通
	(7) 鹿屋串良 JCT～志布志 IC	19.2km	・令和3年7月17日開通
	(8) 志布志 IC～串間市	19.0km	・平成3年12月基本計画決定

18 地籍調査

(1) 概要及び効果

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行って、その結果を地図及び簿冊に作成するものである。

その効果としては、土地境界を巡るトラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効利用の促進、公共事業の効率化・コスト縮減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化等が挙げられる。

(2) 本市の進捗状況（令和5.4.1現在）

	調査対象面積	調査済面積 (他事業整備含む)	進捗率
鹿児島市	512.35km ²	253.80km ²	49.5%

※ 国有林野、湖沼等は調査対象面積に含まれない。

※ 他事業整備とは、国土調査法第19条第5項による指定（予定を含む。）及び法務局の登記所備付地図作成等によるものである。

<× ㄷ>